

平成26年度 福祉タクシーおよび 循環バス助成券の申請受付が始まります

「タクシー券」または「循環バス券（あざみ号・スワンバス）」を選択できます

- ◆受付開始日 平成26年3月3日（月）から（土・日・祝日を除く）
- ◆受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ◆受付場所 下諏訪町役場（庁舎2階） 健康福祉課 高齢者係

下諏訪町に住民票があり、在宅の方（介護施設等に入所している方は除く）が下記に該当する場合、タクシーや循環バス（あざみ号・スワンバス）を利用する際に、その一部の金額を助成しています。

これまでに申請されている方も、継続を希望する場合は年に一度申請の手続きが必要です。
ご本人が直接窓口に来られない場合は、ご家族等代理の方でも手続きできます。

【対象者】（平成26年4月1日現在）

- 1 満79歳以上の方（誕生日の日から）
- 2 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 4 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1・A2・B1のいずれかに該当する方
- 5 精神障害者保険福祉手帳の交付を受け、障害程度が1級または2級に該当する方
- 6 運転免許証を返納し、「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方
- 7 人工透析患者の方で、「じん臓機能障害」に該当する身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級・3級・4級のいずれかに該当し、かつ「自立支援医療受給者証」または「特定疾病療養受療証」をお持ちの方

満79歳の誕生日を迎えた方や、あらたに上記2から7の対象者となった方は、その時点で申請手続きをお願いします。

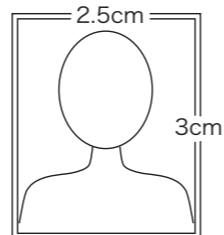
ただし、障害者の方が使用する目的で、地方税法の規定により自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。

【申請の際に必要なもの】

初めての方

- ① 印鑑（窓口に来る方の認め印）

- ② 写真（利用者証作成用）
（横2.5cm×縦3cm）
※1年以内に撮影した前向き
の写真（顔全体が写っているもの）
※帽子は外したもの



※顔写真の添付された書類（身体障害者手帳等の各種手帳または運転経歴証明書）をお持ちの方は、写真の提出は必要ありません。（乗車の際に利用者証の替わりとなります）

- ③ 「各種手帳（身体障害者手帳等）」や「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消し通知書」をお持ちの方は申請時に窓口で提示

継続する方

- ④ 印鑑（窓口に来る方の認め印）
- ⑤ 下諏訪町福祉タクシー等利用者証
- ⑥ ⑤の交付を省略されている方は「各種手帳（身体障害者手帳等）」や「運転経歴証明書」

■お問い合わせ先

下諏訪町 健康福祉課 高齢者係
電話27-1111（内線236・237）

—もしものために加入しましょう—

平成26年度交通災害共済会員を募集しています

今、加入されている方も継続加入を

共 済 見 舞 金 の 内 容		
災 害 の 区 分	共済見舞金額(円)	
	1口加入	2口加入
死 亡	1,000,000	2,000,000
180日以上医師の治療を要する傷害	100,000	200,000
150日	80,000	160,000
120日	60,000	120,000
105日	55,000	110,000
90日	50,000	100,000
75日	45,000	90,000
60日	40,000	80,000
45日	35,000	70,000
30日	30,000	60,000
15日	25,000	50,000
7日	20,000	40,000
7日未満医師の治療を要する傷害	15,000	30,000
7日以上医師の治療を要する傷害で、自動車安全センターの発行する交通事故証明書が得られないもの（軽車両による自損事故を除く）	15,000	30,000
身障見舞金1～2級（植物症含む）	300,000	600,000

近年の車社会において、交通事故はいつ我が身にふりかかってくるかわかりません。万一に備えて家族そろって交通災害共済に加入しましょう。（町外での事故も対象になります）

現在、各区の区長さん、町内会長さんを通じて加入促進が行われていますが、詳細は各戸にお配りしました募集チラシをご覧ください。

なお、現在加入されている方の共済期間は、3月31日で満了となりますのでご注意ください。

事故にあったら 必ず警察に届けましょう

※見舞金の請求時に交通事故証明書が必要となります。

◎会費は 年額1口 400円
2口 800円

※年度の途中でも加入できます。
会費は月割りとなります。

■お問い合わせ先
下諏訪町 住民環境課 生活環境係
電話27-1111（内線143）

3月の特設相談所開設のお知らせ

～ひとりで悩まないで、人権擁護委員にご相談ください～

- 日 時 平成26年3月4日（火） 午前10時から午後3時まで
- 場 所 下諏訪総合文化センター 2階 学習室までおこしく下さい
- 担 当 者 下諏訪町人権擁護委員
- 相談内容 毎日の暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けます。
いじめ・体罰・不登校・児童虐待・部落差別・男女差別などの差別問題
外国人の問題、家庭内（夫婦・親子・結婚・離婚・扶養・相続等）
借地・借家、近隣のもめごと、悩みごとなど

※相談は無料で秘密は堅く守ります。難しい手続きもいりません。予約等も必要ありませんので、直接会場にお越しください。

■お問い合わせ先 下諏訪町 住民環境課 生活環境係 電話27-1111（内線143）
長野地方方法務局諏訪支局 電話52-2440